

事 務 連 絡
平成 30 年 5 月 22 日

都道府県薬剤師会 担当事務局 御中

日 本 薬 剤 師 会
医 薬 ・ 保 険 課

健康サポート薬局の基準について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

取り急ぎ情報提供いたしますので、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 30 年 5 月 16 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

健康サポート薬局の基準について（依頼）

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）薬務
主管課あて、別添写しのとおり連絡しましたので、その内容について御了知の
上、貴会傘下関係者に周知くださるようお願いいたします。



(別添)

事務連絡
平成30年5月16日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

健康サポート薬局の基準について（依頼）

健康サポート薬局については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「施行通知」という。）の第3 2（2）⑤において「地域の薬剤師会と密接な連携」を取ることが求められています。当該基準の考え方については、「健康サポート薬局に関するQ&A（その2）」（平成29年4月21日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「Q&A（その2）」という。）の問4において、必ずしも地域の薬剤師会への加入を求めているものではなく、また、地域の薬剤師会に加入していることのみをもって当該基準が満たされるものではないことを示しております。

しかしながら、一部自治体において、届出の相談に当たり当該地域の薬剤師会への加入を求められたと相談者が受け止めた事例が見受けられたところです。

については、施行通知及びQ&A（その2）の趣旨が相談者に正しく受け止められるよう、改めてご留意くださるようお願いいたします。

特にQ&A（その2）において、薬と健康の週間の活動の一環としてパンフレットを配布すると記載したように、基準を満たすための取組には様々な対応が考えられることから、届出内容について薬局から相談があった場合には、その点に留意していただくとともに、届出の受理、健康サポート薬局の公表は速やかに実施いただくようお願いいたします。